

報告 第 12 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 17 日提出

新居浜市長 石川勝行

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(写)

処 分 書

専 決 第 9 号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

市長及び副市長の給料の特例に関する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年4月30日

新居浜市長 石川勝行

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

令和3年5月1日から同月31日までの間における市長、副市長（統括）及び副市長（特命）の給料の月額は、新居浜市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、市長にあってはその100分の10に相当する額、副市長（統括）及び副市長（特命）にあってはその100分の5に相当する額をそれぞれ減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。